

令和元年6月10日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03269

研究課題名(和文) 清代後半における官契紙による契約および土地所有権秩序に関する実証的研究

研究課題名(英文) A Demonstrative Study on the use of the Official Contract Paper and the Order of Ownership in Late Qing China

研究代表者

鈴木 秀光 (SUZUKI, Hidemitsu)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：30361059

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、清代後半において地方官が発行する契約文書の書式である官契紙の使用について検討し、それを前提とした土地所有権秩序を模索することを目的とする。清代後半の官契紙使用は、雍正期に一時的に用いられた官契紙の制度たる契紙契根の法の導入と廃止を前提とするが、そこでは土地契約にかかる税としての税契の目的を財政への寄与とするか紛争抑止とするかの価値観の違いが存在した。清代後半の官契紙は一般に州県単位で用いられたが、その目的には財政への寄与と紛争抑止の両者が存在した。同治末年以降に官契紙使用が増加したが、その際の目的の多くは財政への寄与であった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義として、第一に、雍正期の契紙契根の法の解明が挙げられる。その導入と廃止に関して、それに関与した皇帝や官僚の見解を考察することで土地契約を巡る国家的対応をより明確にするとともに、それが清代後半の官契紙使用の前提となったことを明らかにした。そして第二に、清代後半の官契紙使用の具体的状況を明らかにしたことで、従来、官契紙使用についてはほとんど明らかにされていなかったが、その特徴や傾向などを明らかにしたことで、従来の民間の契約文書を中心とした土地所有権秩序の理解に一石を投じることとなった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to study the use of official contract paper that was format of contract issued by local officials and to grope for the order of ownership premised on this in Late Qing China. The use of official contract paper in Late Qing China is premised on the introduction and abolition of Qizhi-Qigen-zhifa that is the system of the official contract paper temporarily used in the Yongzheng era, and there are different values on this; the purpose of Shuiqi that is a tax imposed the land contract is either a financial contribution or a restraint of dispute. The official contract paper in Late Qing China was usually used by a unit of county, it's purpose was both a financial contribution and a restraint of dispute. After late Tongzhi era, the use of official contract paper had increased, the then purpose was mostly a financial contribution.

研究分野：中国法制史

キーワード：官契紙 官契 契紙契根の法 紛争抑止 土地所有権 税契

1. 研究開始当初の背景

(1)背景

清代の契約や土地所有権に関する先行研究は、当時の社会が私人相互の契約によって関係が形成され、国家もまたそうしたあり方を追認して私的な契約の保護に努めてきたこと、また土地所有権についても民間の契約文書が重要な機能を担っていたことを明らかにした。しかし近年の研究においては、当時の契約が西洋近代型の契約とは必ずしも同一視できないとして、当時の契約の内実あるいは契約に関する分析枠組の検討など、新たな試みが進められている。

清代の契約に関する研究は近年新たな展開を辿っていると言えるが、それらはどちらかといえば従来の研究成果を踏まえての理論的分析が多いように見受けられる。一方、近年は特に中国を中心に契約文書史料自体の刊行が盛んに行われており、関係史料が従来と比較して容易にかつ大量に入手可能となっている。しかしそうした契約文書史料を用いての実証的研究が十分になされているとは言い難い。

本研究で着目する官契紙とは一般に地方官が発行する契約文書の書式のことであるが、その存在自体は以前から知られており、また刊行されている契約文書史料からも多くの事例を見出すことができる。ところが、先行研究では僅かに中国語圏の研究において若干言及される程度で、その具体的なあり様や機能、また土地所有権秩序における意義などはほとんど解明されていない。しかし当時の所有権秩序が民間の契約文書を中心に展開していたとすれば、官契紙の使用が官主導で行なわれたことは、その結果として当時の土地所有権秩序に対して何らかの影響を与えたと考えて然るべきであろう。そのため、当時における官契紙の使用がいかなるものであったかについての解明が求められる。

(2)動機

報告者はこれまで清代の刑事裁判における個々の事象の解明を進めてきたが、それらの研究を通じて、特に清代後半という時期において、現場レベルの実務上の対応が契機となって、従来の統一的な法制という外観は維持しつつもその内側で各地方が独自の手法を選択する形での変容が生じていたことを明らかにした。

従来の研究は直接には刑事法分野を対象とするものであったが、ここでいう「刑事」とは現代的な観点から研究対象を分類する際の便宜的表現であり、当時の裁判において「刑事」、「民事」という区分が設けられていた訳ではない。また当時の裁判は行政の一環としてなされる営為であって、他の行政一般と質的に峻別されるものでもなかった。以上よりすれば、清代後半における現場レベルでの実務上の対応が契機となって生じた変容は、狭く「刑事」のみならず他分野でも何らかの形で及んでいたと考える方が自然であろう。そしてそうした見地から当時の契約文書史料を見ると、清代後半における官契紙使用という事実が一つ注目される。従来の研究では民間の契約文書が重要な機能を果たしたと考えられてきたが、その一方で、現場レベルで官の側が官契紙を民間に使用させていたとすれば、その結果として土地所有権秩序にも何らかの変容が生じた可能性があり得るのではなかろうか。ここより報告者は、清代後期における官契紙を実証に分析し、そこから当時における土地所有権秩序を再検討することを思い立つに至った。

2. 研究の目的

清代において広く売買の対象となった土地に関して、官の側に所有権の公証を目的とする制度が存在せず、税法上の諸制度が部分的にその機能を代替する一方、売買の契約文書自体が最も公証機能を有していた。このように民間の契約文書を中心に展開した清代の土地所有権秩序であったが、しかし清代後半になるとそうした土地売買において官の側が用意する官契紙が用いられ、それが現場レベルの実務として一定程度普及した。清代において、こうした契約では特定の書式を要求されなかったが、しかしこれが官から要求されるようになったとすれば、契約文書を中心とする土地所有権秩序にも何らかの変容が生じたと考えられるべきである。

そこで本研究では、清代後半における官契紙使用がどのようなものであったのかについて、官契紙を収集・分析することで実証的に検討するとともに、その使用を踏まえた形での土地所有権秩序の在り様を模索することを目的とする。

なお研究の途中段階において、清代後半における官契紙使用を適切に理解するためには、その前史として雍正期の契紙契根の法への理解が不可欠であると認識するに至った。そこでこの契紙契根の法の検討もまた目的の一つとした。

3. 研究の方法

研究方法に関して、まずはすでに収集済みの官契紙を用いて研究方法を構築し、その方法を順次収集した官契紙に適用する形で研究を遂行した。その方法であるが、最初に官契紙を書式に従って大きく四種類に分類し、それがどの地域のものかについて、省単位およびその下の州県単位とでそれぞれ区分した。次に、それが用いられていた州や県の地方志などにあたって、関連する情報の有無を調査することとした。また官契紙から契約内容以外の何らかの追加的情報が確認できる場合はそれについて調査することとした。特にその官契紙がどの地方官の時のことが判明するような場合は、その官僚の手記など別系統の史料が存在するかについての探索を試みたが、残念ながらこの方面ではめぼしい成果が得られなかった。また官契紙に関する

調査と並行して、地方官の手引書である官箴書や当時の成文法なども調査し、関連する項目や記事が存在すれば併せてその内容を検討することとした。

清代後半における官契紙使用は基本的に州県を単位として行われたと考えられるが、そうした官契紙の状況を考察するにあたっては、その前史として雍正年間に田文鏡の提案を契機として全国レベルで一時的に実施された契紙契根の法への理解が不可欠であることを、研究の途中段階で認識するに至った。しかし、契紙契根の法についてはいくつかの先行研究で言及がなされているものの、なお考察に不十分などがあると感じられた。そこで今回の研究の一環として、その導入と廃止の経緯やこれにより導入された契紙の機能などについて、関係者の奏摺や収集した契紙などを分析することで検討することとした。

清代後半における官契紙使用は雍正末年の契紙契根の法の廃止後に展開したことであり、収集する官契紙は原則として乾隆期以降のものとした。またその下限については、北清事変の結果として課された多額の賠償金を捻出する一環として清末以降に官契紙が大々的に使用されるようになったとする先行研究の内容に鑑み、便宜的に北清事変の前年たる光緒25年とした。収集する官契紙は、資料集に掲載されているものでも相当な量になることから、そのような資料集に掲載されているものを中心に収集と分析を行った。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

本研究は、その過程において、清代後半の官契紙使用の前史としての雍正期の契紙契根の法への理解が不可欠であると認識して検討の対象に加えたことから、研究成果もまた「雍正期の契紙契根の法」と「清代後半の官契紙」の二つに大別される。

雍正期の契紙契根の法

雍正期における契紙契根の法は、河南総督田文鏡の要請により、それまでの契尾に代わる形で雍正六年より開始されたもので、布政司が発給する契根・契紙を用いることとし、それに契尾の機能を持たせようとするものである。しかし従来よりも弊害が多いとして、乾隆帝即位直後の雍正13年に廃止され、翌乾隆元年には再度契尾が復活した。清代後半の官契紙は、この契紙契根の法の導入と廃止の上に展開したことから、清代後半の官契紙を考察するにあたってはその前史として重要な意味を有する。

契紙契根の法は、雍正5年9月25日の田文鏡の奏請がその発端となった。その奏請とは、税契に伴う弊害を克服するために契尾が導入されるも十分な効果が得られないことから、さらなる対策として、従来の白紙に契約内容を書き込んで契紙とする草契を禁じる一方、布政司が発給する契根・契紙を用いることを提案するというものである。従来の民間で作成する契紙を禁じて官が発給する契紙を民間に用いさせることから、これは官契紙使用の全国レベルでの実施を企図するものと見て取ることができる。またこの提案は、税契に伴う弊害が主眼とされていることから、全体的にはいかに税契が適切になされるかという徴税面を重視した提案と見なすことができる。

この田文鏡の奏請に対して雍正帝は、田文鏡の提案を徴税の見地から肯定的に評価しつつも、官僚がそれを適切に実施することに確信を抱けないことから、数年待つように指示している。ここで雍正帝は、従来の契尾と今回の契紙契根の法について、相対的には後者を評価したとはいえ、その間に質的に決定的といえる程の差異が存在するとは認めず、いずれにおいてもそれを実施する官僚次第であると考えていた。

しかし同年11月17日に兵部尚書の何天培から税契の弊害を除くことに関する奏請がなされると、今度は一転して田文鏡の提案内容を検討して実施することを命じ、その結果、戸部での検討を経て翌雍正六年に売のみならず典も含めた形で契紙契根の法が全国で導入されるに至った。雍正帝は当初、実施する官僚に対する懸念から新たな制度の導入を躊躇していたが、税契の弊害に関する奏請が繰り返されたことによって、官僚の側においても機運が熟したと判断して、相対的に良策と見なした契紙契根の法を導入する覚悟を決めたと考えられる。

契紙契根の法で導入された官契紙は、必要な部分を記入すればそれ自体が契紙としての内実を有する「填空式」として設計されており、従来の契紙に代わるものとしての使用が想定されていた。しかしこうした官契紙には、同内容の草契が同時に存在するものが確認できる一方、北京地区では官契紙とは別に契稿という書式も存在した。草契にせよ契稿にせよ、官契紙使用の前段階でこうしたものが用いられたとすれば、取引による新たな関係性の形成という面は多くそれらに委ねられ、官契紙は税契の証書や紛争時の証拠の一つとして機能するに止まるものになったと考えられる。草契を禁じる一方で、契紙を契尾の機能まで含めた官契紙に統一することで、民間の取引を管理して契税の確実な徴収を期する田文鏡の方法は、実際には十分機能していなかった。また雍正期の後半にはすでに、契紙契根の法の実施における官僚や胥吏などの不正への対策が提案されている。雍正帝が当初から危惧したように、新たな制度を導入することで従来の弊害を一掃することにはつながらず、一つの弊害を除去することで別の弊害を生じさせるという結果となった。

雍正帝の在位中は、雍正帝が弊害の可能性を考慮しつつも官契紙の導入を決定したからか、廃止の議論にまでは至らなかった。しかし雍正帝が死去して乾隆帝が即位した直後の雍正13年12月、太常寺少卿の唐綏祖が契紙契根の法の廃止を奏請した。唐綏祖は、税契の目的は紛争

抑止であって徴税によって国庫を裕かにすることではないことを指摘し、その上で契紙契根の法の導入によって従来よりも弊害が多くなったことから、それを廃止して自由に契紙を作成して税契することを認める一方、典を税契の対象とすることなどの廃止も併せて提案した。これを受けて乾隆帝は唐綏祖の主張をそのまま容認する形で、契紙契根の法の廃止や典を税契の対象とすることなどの廃止を承認した。この決定を受けて翌乾隆元年、売のみを対象として契尾が復活し、乾隆 14 年の改革を経て清末まで用いられることとなった。

以上の経緯から判明するように、田文鏡の契紙契根の法とは、主に税契の財政的側面に着目して契税の確実な徴収を主な目的として導入されたものであった。一方、その廃止は、税契の目的を契約内容の明確化による紛争抑止とみなし、その見地から契紙契根の法はより弊害が大きいと考えたことによる。また雍正帝は、契尾にせよ契紙契根の法にせよ弊害が生じ得るものであり、その克服には官僚が適切に取り組むことが必要と考えていた。したがって雍正帝が契紙契根の法の導入を決定したことは、国庫を裕かにするという統治の現実を踏まえ、官僚内に適切に取り組むという機運が醸成されたと判断し得たこと、さらに言えば雍正帝であればそのような形で官僚を用いることが可能と考えていたことの現れとも見て取ることができる。しかし実際にはそうした雍正帝の個性に依拠したやり方でも必ずしもうまく行かなかったのであるから、その意味で別人格たる乾隆帝に代替わりした段階で、民間における紛争抑止といういわば統治の理念に即した形で直ちに廃止に至ったことはある意味で当然と言える。したがって契紙契根の法の導入や廃止は、税契の目的を財政に見るか紛争抑止に見るかという価値観の違いや、それを判断する皇帝の個性が反映されたものであった。

契紙契根の法の導入と廃止の結果、税契の主要な目的が紛争抑止にあることが確認され、関係手続を契尾に特化する一方で、それは売のみが対象とされた。そしてこのことが乾隆期以降の官契紙の展開の前提となった。

清代後半の官契紙

清代後期の官契紙として資料集などから収集・確認したものは合計 200 件以上に上る。それらについて、まず書式として、契約文章の記載箇所が全体的に空欄になっている「空欄式」、記載箇所に縦の行の枠が設けられている「界欄式」、記載箇所に枠目が設けられている「格眼式」、そして契約文章部分の相当程度が予め印刷されており数字や名前などの必要箇所のみを書き込む形式の「填空式」とに区分することが可能である。また官契紙によっては、契約時の注意事項など契約内容以外の情報が印刷されている場合もある。

収集した官契紙は、時期的には乾隆期から光緒期まで満遍なく存在するも、同治・光緒がやや多い。各年号の長短を考慮すると、清末にかけて増加傾向にあると言える。地域的には順天府、山西省、直隸省で比較的多いほか、清末になると各地域で新たに登場してくるといった傾向が読み取れる。なお清代後半の官契紙は、その書式等から判断すると省単位ではなく各州県を単位として用いられることが一般的であったと考えられる。その他、官契紙とともに同内容の草契が存在するものも数多く存在する。これらの場合、当事者間では草契に基づいて取引がなされた後、国家に対する手続として草契を原稿として官契紙が作成されたと考えられる。

順天府が存在した北京地区の官契紙については先行研究が存在するが、それによれば北京地区では一貫して契税の確実な徴収を主たる目的として、官が公認する仲介業者たる官牙を介在させる形で官契紙が用いられたとする。それに対して他地域の官契紙では、官契紙の販売ないし頒布、またその作成に際して地方の世話役たる郷役や地保などを介在させる例が見られる。しかしこうした中間に介在する者の存在は、その者が実質的に権限を握ってしまい、その結果として様々な弊害が生じる危険性があることから、官の側からは警戒の対象ともなっていた。そこでその対策の一環としてなされたことが、官契紙を官の側が無償で提供したり、定価を定めたりすることで、介在者の不正の契機を除去することであった。

しかしながら中間に介在する者が問題を起こすことへの懸念やその対策は契紙契根の法でも検討されていることからすれば、同様のことが繰り返されているとも指摘できる。そのためこうした対策が有効に機能するかは実施する官僚次第である一方、そうであるにもかかわらず清末にかけて地域的あるいは分量的に官契紙使用が増加したとすれば、当該時期における要因を検討する必要がある。

清末における官契紙使用の増加は、多くの場合、税契手続を確実に実施させることで税収を確保するという財政的要因であったと考えられる。例えば河南省の泌県の官契紙は、内容的に同治 4 年から光緒 16 年までの間に導入されたものと考えられるが、そこには知県の諭が印刷されており、戸部の税務整頓を受けて県で官契紙を発給することが述べられている。また『清河州契文彙編』という資料集は甘粛省の河州の契紙を収録するものであるが、活字版であるため、書式的には官契紙が用いられているかが判然としない。ただ契紙の各種文言を拾っていくと、河州でも官契紙が用いられていたと考えられ、またそれは同治期の回民蜂起の後、同治 11 年に清朝が河州の支配を回復して以降、統治を再建する過程において、売買成立時の草契を官に持ち込んでその内容を転記する形のものとして導入されたと推測される。ここにおける官契紙は、その経緯からすれば、統治を再建するに際しての財源確保のために税契を厳格化することが主な目的であったと考えられる。その他、清末の四川省の南溪県について、『(民国)南溪県志』では、官契紙の使用が税契の税率増加と組み合わせることによって県の財政収入に大きな役割を果たしたことが記載されている。

ただ清代後半の官契紙使用を考えた場合、そのすべてを財政的要因に帰することもできない。なぜなら、契紙契根の法の廃止に伴って税契の対象から外された典についても官契紙が確認できるからである。典の官契紙は、その導入を定めた省例によれば、契約内容の明確化による紛争抑止が目的であったと考えられる。そして典の官契紙が紛争抑止を目的としていることを前提としたとき、売の官契紙においてもまたそういった要因を見て取ることが可能である。

以上より、清代後半における官契紙の使用には、大きく財政確保のための税契の厳格化と、契約内容を明確にすることによる土地紛争の抑止という二つの要因が存在したと考えられる。乾隆期になって田文鏡の契紙契根の法が廃止されて契尾が復活したため、税契に関して官契紙はその手続を促すという二義的な効果に止まる一方、土地紛争の抑止については契約内容を明確化するという意味で売のみならず典でも用いられた。ただ全国レベルでは田文鏡の契紙契根の法を廃止して以降、それに代わる官契紙に関する規定が見いだせないことからすれば、その使用は一部の地域に止まったのであろう。それが清末、同治末から光緒にかけて官契紙の使用が増加傾向にあったと考えられるが、そこでは基本的には財政確保のための税契の厳格化が目的であったと考えられ、同時期における税率の増加と相まって、当時の財政には一定の貢献がなされたのではなかろうか。ただ本研究で具体的に対象とした時期においては、なお地方の個別的な対応に止まっており、その全国レベルでの導入は20世紀を待たなければならなかった。

(2) 成果の位置づけ

契紙契根の法の再検討

契紙契根の法についてはいくつかの先行研究で部分的に言及するも、その際に用いる史料が、田文鏡の奏請が中心であったり契紙が中心であったりと、先行研究それぞれにおける関心に基づいて必要な限りで断片的に解明するに止まっていた。それに対して本研究では、契紙契根の法を清代後半の官契紙使用の前史としてその前提を形作ったものと見なし、先行研究では用いられていない史料も含めて検討した。その結果、契紙契根の法の導入と廃止には、税契の目的を財政への寄与に見るか紛争抑止に見るかという価値観の違いや、それを判断する皇帝の個性が反映されていたこと、また税契が売に限定されたのは契紙契根の法の廃止が直接の契機であったことなどを解明した。このことは、契紙契根の法それ自体を解明したのみならず、その後続く清代後半の官契紙使用という歴史的展開の中にその前段階として契紙契根の法を位置づけることとなった。

清代後半における官契紙の特徴の解明

清代後半の官契紙については、先行研究ではその存在を指摘する程度に過ぎず、具体的内容はほとんど未解明であったと言える。それに対して本研究では、各種資料集を中心に200件以上の官契紙を収集・分析することでその特徴を明らかにした。具体的には、その書式として「空欄式」、「界欄式」、「格眼式」、「填空式」が存在したこと、州県単位での使用が一般的であったこと、財政確保のための税契の厳格化と契約内容を明確にすることによる土地紛争の抑止という二つの要因が存在したこと、また同治末から光緒にかけて官契紙の使用が増加傾向にあったと考えられるが、その要因は基本的に前者が想定されること、などである。こうした内容は、従来の民間の契約文書を中心とした土地所有権秩序の理解に一石を投じることになるほか、北清事変の賠償金を捻出する一環として清末以降に官契紙が大々的に使用されるようになったとする先行研究の理解が一面的であることを明らかにする意味でも本研究の成果の一つと言える。

(3) 今後の課題

清代後半の官契紙を前提とした土地所有権秩序の具体的解明

本研究は、清代後半における官契紙使用の時期的および地域的な広がりやその機能の解明、そして官契紙使用を前提とした所有権秩序の在り様を模索することを目的として開始したものであった。しかし、当初の想定よりも多くの官契紙が収集できたことからその整理・分析に時間がかかった上、研究の進展に伴って清代後半における官契紙使用の前提としての契紙契根の法への理解が不可欠と認識して検討対象に加えたことも相まって、国家主導の所有権秩序のあり様については、州県官が州県を単位として官契紙を民間に使用させることで、民間の不動産取引、ひいてはその所有のあり方に一定の統制をかけていたという内容以上の分析を行うことができなかった。先行研究では不動産取引にまつわる徴税に関する諸制度がその目的の限りにおいて所有権秩序に影響を及ぼしたと考えられてきたが、それとの比較で言えば、官契紙の使用が徴税とは別に土地紛争の抑止をも目的としていることを指摘したことは成果の一つといえる。しかしながら、土地所有権秩序の具体的解明という面からいえばなお不十分であることは否めない。したがって今後は官契紙使用を前提とした形で土地所有権秩序の解明を進めていく必要があるが、その際、官契紙自体の分析が中心であると方法論的に限界があるため、官契紙が用いられた取引を巡る裁判事例などを探し出して分析することが必要と考えられる。

清末から民国期にかけての官契紙使用の全体的把握

本研究で収集・分析した官契紙の時期的な下限は、先行研究に鑑みて便宜的に北清事変の前年たる光緒25年とした。しかし今回の研究において、北清事変の前の段階ですでに、財源の確保を主な目的として州県レベルを越えてより広範な形で官契紙を用いることの奏請がなされて

いることも確認された。同治末年から光緒期にかけて官契紙使用が地域的・分量的に増加したことを踏まえれば、全体としては同治末年から民国期にかけて州県レベルから順次全国レベルに拡大して行く形で官契紙が用いられるようになったと考えられ、そうであれば北清事変の賠償の確保といったことはそういった大きな流れの中の一要因に過ぎないと見なすことができる。そしてこのように考えた時、北清事変を一つの基準としてその前後に分けて分析するという研究手法は必ずしも適切であるとは言えず、むしろ同治末年から民国期にかけての官契紙使用を全体的に分析して把握することが必要となるのではなかろうか。またそういった流れの中で、財源の確保を主な目的として官契紙が用いられたとしても、他方でそこにおいて紛争抑止がどの程度考慮されていたかを考察することは、清代後半の官契紙の状況を踏まえた時、当然必要な作業になると考えられる。

5．主な発表論文等

〔学会発表〕(計 1 件)

鈴木秀光、清代後期官契紙的使用状況、国際学術検討会「規範、制度、思想、裁判 中国法律文化的伝統与当代」、2019年4月20日、福州大学(中国)

6．研究組織

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。